令和８年度第５回長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。
本審議会は、全部公開（撮影は一部非公開）とします。
傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

記

１　日　時　　令和８年１１月３０日（月）午前１１時00分から
２　場　所　　TBM長崎ビル地下１階会議室
　　（長崎市万才町７番１号　ＴＢＭ長崎ビル）
３　議　題
（１）長崎県特定(産業別)最低賃金改正の必要性について
４　傍聴者数　　若干名
５　要　　領
（１）傍聴希望者は、別紙１「令和８年度 第５回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。
　また、会議冒頭については、写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。希望される方は「頭撮り希望」とお書き添えください。
　申込締切日は、令和８年１１月２５日（水）１７時１５分必着です。
（２）会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。
（３）当日、入室の際に傍聴整理券を配付します。その際、ご本人であることを確認させていただく場合がございますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。
　なお、審議会の開始１０分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。
６　そ の 他
（１）傍聴者は、別紙２「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
（２）車椅子でお越しになる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
　また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。

【送付先・お問い合わせ先】
〒８５０－００３３
長崎県長崎市万才町７番１号　ＴＢＭ長崎ビル６階
長崎労働局　労働基準部　賃金室
（担　当）室長補佐　江上邦子
電　話　　：０９５－８０１－００３３